

**【参考】企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（平成19年3月14日）からの改正点**

以下の比較表では、企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（平成19年3月14日）からの改正部分に下線を付している。

改正後	改正前
<p><b>企業会計基準第12号</b> <b>「四半期財務諸表に関する会計基準」</b></p> <p style="text-align: right;">平成19年3月14日 改正平成20年12月26日 企業会計基準委員会</p>	<p><b>企業会計基準第12号</b> <b>「四半期財務諸表に関する会計基準」</b></p> <p style="text-align: right;">平成19年3月14日 企業会計基準委員会</p>
<p><b>目 的</b></p> <p>2. 本会計基準を適用する際の指針を定めた企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」が公表されているため、本会計基準の適用にあたっては、当該適用指針も参照する必要がある。</p>	<p><b>目 的</b></p> <p>2. <u>平成19年3月14日に</u>、本会計基準を適用する際の指針を定めた企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」が公表されているため、本会計基準の適用にあたっては、当該適用指針も参照する必要がある。</p>
<p><b>会計基準</b> <b>四半期連結財務諸表の作成基準</b> <b>開 示</b> <b>注記事項</b></p> <p>19. 四半期連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(6) (省 略) (7) <u>セグメント情報等に関する事項</u> ① <u>報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高</u> ② <u>企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要</u> ③ <u>報告セグメントの利益（又は損失）の合計額と四半期連結損益計算書の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要</u></p>	<p><b>会計基準</b> <b>四半期連結財務諸表の作成基準</b> <b>開 示</b> <b>注記事項</b></p> <p>19. 四半期連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(6) (省 略) (7) <u>事業の種類別セグメントごとの売上高及び営業損益（以下「事業の種類別セグメント情報」という。）</u>、<u>所在地別セグメントごとの売上高及び営業損益（以下「所在地別セグメント情報」という。）</u>及び<u>海外売上高</u>。また、<u>企業結合や事業分離等により事業の種類別セグメント情報に係るセグメント別資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要</u></p>

改正後	改正前
<p>④ <u>報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益(又は損失)の測定方法に重要な変更があった場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容</u></p> <p>⑤ <u>当年度の第2四半期以降に④の変更があった場合には、第2四半期以降に変更した理由</u></p> <p>⑥ <u>前年度において④の変更を行っており、かつ、前年度の四半期と当年度の四半期の①の報告セグメントの区分方法又は利益(又は損失)の測定方法との間に相違が見られる場合には、その旨、変更後の方法に基づく前年度の①及び③の事項</u>  <u>なお、当該事項のすべて又はその一部について、記載すべき金額を正確に算定することができない場合には概算額を記載することができる。また、記載すべき金額を算定することが実務上困難な場合には、その旨及びその理由を記載する。</u></p> <p>⑦ <u>固定資産について重要な減損損失を認識した場合には、その報告セグメント別の概要</u></p> <p>⑧ <u>のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象(重要な負ののれんを認識する事象を含む。)が生じた場合には、その報告セグメント別の概要</u></p> <p>(以下 略)</p>	<p>(以下 略)</p>
<p><b>四半期個別財務諸表の作成基準</b></p> <p><b>開示</b></p> <p><b>注記事項</b></p> <p>25. 四半期個別財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p>(5-2) <u>セグメント情報等に関する事項</u></p> <p>① <u>報告セグメントの利益(又は損失)及び売上高</u></p> <p>② <u>企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合には、その概</u></p>	<p><b>四半期個別財務諸表の作成基準</b></p> <p><b>開示</b></p> <p><b>注記事項</b></p> <p>25. 四半期個別財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>要</p> <p>③ <u>報告セグメントの利益（又は損失）の合計額と四半期個別損益計算書の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要</u></p> <p>④ <u>報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に重要な変更があった場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容</u></p> <p>⑤ <u>当年度の第2四半期以降に④の変更があった場合には、第2四半期以降に変更した理由</u></p> <p>⑥ <u>前年度において④の変更を行っており、かつ、前年度の四半期と当年度の四半期の①の報告セグメントの区分方法又は利益（又は損失）の測定方法との間に相違が見られる場合には、その旨、変更後の方法に基づく前年度の①及び③の事項</u>  <u>なお、当該事項のすべて又はその一部について、記載すべき金額を正確に算定することができない場合には概算額を記載することができる。また、記載すべき金額を算定することが実務上困難な場合には、その旨及びその理由を記載する。</u></p> <p>⑦ <u>固定資産について重要な減損損失を認識した場合には、その報告セグメント別の概要</u></p> <p>⑧ <u>のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象（重要な負ののれんを認識する事象を含む。）が生じた場合には、その報告セグメント別の概要</u></p> <p>(以下 略)</p>	<p>(以下 略)</p>
<p><b>適用時期等</b></p> <p>26. <u>平成 19 年公表の本会計基準（以下「平成 19 年会計基準」という。）</u>は、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。</p> <p>27. <u>平成 19 年会計基準の適用初年度</u>においては、第 7 項(2)及び(3)</p>	<p><b>適用時期等</b></p> <p>26. 本会計基準は、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。</p> <p>27. 適用初年度においては、第 7 項(2)及び(3)の定めにかかわらず、</p>

改正後	改正前
<p>の定めにかかわらず、前年度の対応する四半期会計期間及び期首からの累計期間に関する四半期財務諸表を記載することを要しない。</p> <p>28. <u>平成 19 年</u>会計基準を適用するにあたっては、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」、同第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」などの改正を検討することが適当である。</p>	<p>前年度の対応する四半期会計期間及び期首からの累計期間に関する四半期財務諸表を記載することを要しない。</p> <p>28. <u>本</u>会計基準を適用するにあたっては、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」、同第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」などの改正を検討することが適当である。</p>
<p><b>(平成 20 年改正会計基準)</b></p> <p>28-2. <u>平成 20 年改正の本会計基準（以下「平成 20 年改正会計基準」という。）は、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の第 1 四半期会計期間から適用する。</u></p> <p>28-3. <u>平成 20 年改正会計基準の適用初年度においては、セグメント情報等に関する事項の前年度の対応する四半期会計期間及び期首からの累計期間に関する開示を要しない。また、第 19 項(7)②、④及び⑥並びに第 25 項(5-2)②、④及び⑥の開示についても記載することを要しない。</u></p> <p>28-4. <u>平成 20 年改正会計基準の適用初年度の第 1 四半期会計期間においては、セグメント情報等に関する事項について、次の事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) 報告セグメントの決定方法</p> <p>(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p><b>議 決</b></p> <p>29. <u>平成 19 年</u>会計基準は、第 124 回企業会計基準委員会に出席した委員 10 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。</p> <p>(以下 略)</p>	<p><b>議 決</b></p> <p>29. <u>本</u>会計基準は、第 124 回企業会計基準委員会に出席した委員 10 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。</p> <p>(以下 略)</p>
<p>29-2. <u>平成 20 年改正会計基準は、第 168 回企業会計基準委員会に出席した委員 12 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。</u></p> <p>(以下 略)</p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><b>結論の背景 検討の経緯</b></p> <p>30. 平成 17 年 6 月に公表された金融審議会金融分科会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告「今後の開示制度のあり方について」（以下「金融審議会報告書」という。）において「四半期開示のあり方」が示され、四半期財務諸表に係る作成基準の一層の整備に関しては、「(財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会においてすみやかに策定作業が進められるよう要請したい。」という内容が盛り込まれた。企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、この金融審議会報告書を受けて、平成 17 年 7 月に四半期会計基準専門委員会を設置し、本会計基準及びその適用指針の開発を進めた。<u>平成 19 年会計基準の公表までの経緯は、概ね次のとおりである。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>その後、上記の金融審議会報告書に沿って平成 18 年 6 月に「金融商品取引法制」を整備する法改正が成立し、上場会社等を対象として平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から四半期報告制度が導入されることとなった。当委員会では、上記の論点整理に寄せられたコメントを分析した上で検討を重ね、平成 18 年 11 月には公開草案として公表し、広くコメント募集を行った。<u>平成 19 年会計基準は、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案を一部修正した上で、公表するに至ったものである。</u></p> <p>30-2. <u>当委員会は、平成 20 年 3 月に企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（以下「セグメント情報等会計基準」という。）が公表されたことに伴い、同会計基準適用後の四半期財務諸表のセグメント情報の開示について検討した。平成 20 年改正会計基準は、平成 20 年 7 月に公表した公開草案に対して当委員会に寄せられたコメントを検討し、公開草案を一部修正した上で、平成 19 年会計基準の改正を行ったものである。</u></p>	<p><b>結論の背景 検討の経緯</b></p> <p>30. 平成 17 年 6 月に公表された金融審議会金融分科会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告「今後の開示制度のあり方について」（以下「金融審議会報告書」という。）において「四半期開示のあり方」が示され、四半期財務諸表に係る作成基準の一層の整備に関しては、「(財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会においてすみやかに策定作業が進められるよう要請したい。」という内容が盛り込まれた。企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、この金融審議会報告書を受けて、平成 17 年 7 月に四半期会計基準専門委員会を設置し、本会計基準及びその適用指針の開発を進めた。<u>本会計基準の公表までの経緯は、概ね次のとおりである。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>その後、上記の金融審議会報告書に沿って平成 18 年 6 月に「金融商品取引法制」を整備する法改正が成立し、上場会社等を対象として平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から四半期報告制度が導入されることとなった。当委員会では、上記の論点整理に寄せられたコメントを分析した上で検討を重ね、平成 18 年 11 月には公開草案として公表し、広くコメント募集を行った。<u>本会計基準は、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案を一部修正した上で、公表するに至ったものである。</u></p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><b>四半期財務諸表の作成基準</b></p> <p><b>開示</b></p> <p><b>注記事項</b></p> <p><b>(セグメント情報等に関する事項)</b></p> <p>57. <u>平成19年会計基準の審議では、セグメント情報については、①証券アナリスト等の財務諸表利用者においては、所在地別セグメント情報や海外売上高も含め、中間連結財務諸表と同様の開示ニーズが強く、②財務諸表作成者も、業績の詳細説明をする上で、セグメント別営業損益までの開示が必要であるということであった。このため、平成19年会計基準では、セグメント別売上高及び営業損益の情報については、中間連結財務諸表と同様に、事業の種類別セグメント情報、所在地別セグメント情報、海外売上高を開示することとしていた。</u></p> <p><u>また、セグメント別資産の情報については、大規模な企業買収の事例が散見されることも踏まえ、情報の有用性と事務負担を比較衡量し、企業結合や事業分離などにより事業の種類別セグメント情報に係るセグメント別資産の金額に著しい変動があった場合に、その概要の開示を求めることとしていた。</u></p>	<p><b>四半期財務諸表の作成基準</b></p> <p><b>開示</b></p> <p><b>注記事項</b></p> <p><b>(セグメント情報：セグメント別売上高及び営業損益情報)</b></p> <p>57. <u>セグメント情報については、①証券アナリスト等の財務諸表利用者においては、所在地別セグメント情報や海外売上高も含め、中間連結財務諸表と同様の開示ニーズが強く、②財務諸表作成者も、業績の詳細説明をする上で、セグメント別営業損益までの開示が必要であるということであった。</u></p> <p><u>検討の結果、セグメント別売上高及び営業損益の情報については、現行の中間連結財務諸表と同様に、事業の種類別セグメント情報、所在地別セグメント情報、海外売上高を開示することとした(第19項(7)参照)。</u></p>
<p>58. <u>しかしながら、セグメント情報等会計基準により、企業は、それまでのセグメント情報の開示に代わって、国際的な会計基準で採用されているマネジメント・アプローチに基づくセグメント情報及びその関連情報、固定資産の減損損失に関する報告セグメント別情報並びにのれんに関する報告セグメント別情報を年度の連結財務諸表又は個別財務諸表に開示することとされた(セグメント情報等会計基準第1項及び第3項)。</u></p> <p><u>このため、当委員会は、セグメント情報等会計基準適用後の四半期財務諸表のセグメント情報の開示について、国際的な会計基準の取扱いも参考に、情報の有用性と事務負担を比較衡量して検討を行った。その結果、平成20年改正会計基準では、セグメント</u></p>	<p><b>(セグメント情報：セグメント別資産関連情報)</b></p> <p>58. <u>セグメント別資産に重要な変動があった場合の開示については、大きく分けて2つの意見があった。</u></p> <p><u>開示すべきであるとする意見は、①セグメント別資産に大きな変動があった場合には投資情報として有用であること、②セグメント別資産の大きな変動は経営管理上も把握されていると考えられること、③米国基準、国際会計基準及びカナダ基準では同様の開示が求められていることなどを理由としている。</u></p> <p><u>一方、開示する必要はないとする意見は、①セグメント別資産情報の開示は中間連結財務諸表では求められておらず、中間連結財務諸表で求められていないものを四半期連結財務諸表で求めるべきではないこと、②セグメント別資産情報の作成には相当の事</u></p>

改正後	改正前
<p>情報に関する事項として、報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高について開示することとし、報告セグメントの資産については、企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合に、その概要の開示を求めることとした（第 19 項(7)①及び②並びに第 25 項(5-2)①及び②参照）。なお、報告セグメントの利益（又は損失）の開示については、財務諸表利用者の当該開示の理解に資する情報として、その合計額と四半期損益計算書の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要を開示することとした（第 19 項(7)③及び第 25 項(5-2)③参照）。</p> <p>また、報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に重要な変更があった場合には、比較可能性を保つための開示を求めることとした（第 19 項(7)④、⑤及び⑥並びに第 25 項(5-2)④、⑤及び⑥参照）。</p> <p>58-2. さらに、固定資産の減損損失及びのれんに関する報告セグメント別情報の開示について、情報の有用性と事務負担を比較衡量し、重要な減損損失を認識した場合及びのれんの金額に重要な影響を及ぼす事象（重要な負ののれんを認識する事象を含む。）が生じた場合に、その報告セグメント別の概要の開示を求めることとした（第 19 項(7)⑦及び⑧並びに第 25 項(5-2)⑦及び⑧参照）。</p> <p>なお、当委員会は、セグメント情報の関連情報についても、重要な事象の発生によって当該情報の金額に著しい変動があった場合に、その概要の開示を求めるか否かを検討したが、国際的な会計基準において開示が求められていないことや、適時性に係るより強い制約を考慮し、四半期財務諸表での開示は求めないこととした。</p>	<p>務負担を要するが、財務諸表利用者の関心はさほど高くないと考えられることなどを理由としている。</p> <p>検討の結果、本会計基準では、大規模な企業買収の事例が散見されることも踏まえ、事務負担と情報の有用性を比較衡量し、企業結合や事業分離などにより事業の種類別セグメント情報に係るセグメント別資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要の開示を求めることとした（第 19 項(7)参照）。</p> <p>(新 設)</p>
<p><b>適用時期等</b></p> <p>71. 平成 19 年会計基準は、金融商品取引法で規定されている四半期報告制度の導入時期とあわせて、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用することとした（第 26 項参</p>	<p><b>適用時期等</b></p> <p>71. 本会計基準は、金融商品取引法で規定されている四半期報告制度の導入時期とあわせて、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用することとした（第 26 項参照）。</p>

改正後	改正前
<p>照)。 72. 当委員会の平成19年会計基準の審議では、上場会社の多くが四半期損益計算書で累計情報のみを開示している現状や、適用初年度が多くの新会計基準の適用や財務報告に係る内部統制の評価及び監査が開始される時期と重なることを踏まえ、円滑な四半期報告制度の導入のためには、四半期会計期間に係る四半期損益計算書の開示に一定の準備期間を設けることが望ましいとする意見が多くみられた。</p>	<p>72. 当委員会の審議では、上場会社の多くが四半期損益計算書で累計情報のみを開示している現状や、適用初年度が多くの新会計基準の適用や財務報告に係る内部統制の評価及び監査が開始される時期と重なることを踏まえ、円滑な四半期報告制度の導入のためには、四半期会計期間に係る四半期損益計算書の開示に一定の準備期間を設けることが望ましいとする意見が多くみられた。</p>

以 上